

一部事務組合下北医療センター議会第28回臨時会会議録

議事日程

平成30年12月14日（金曜日）午後1時開会・開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 行政報告

第4 議案一括上程、提案理由の説明

第5 議案審議（質疑、討論、採決）

- （1）議案第9号 一部事務組合下北医療センター特別理事の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例
- （2）議案第10号 一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- （3）議案第11号 指定管理者の指定について（東通村診療所及び白糠診療所）
- （4）議案第12号 指定管理者の指定について（国民健康保険風間浦診療所）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14人）

1 番	工藤	祥子	10 番	岩泉	盛利
3 番	菊池	光弘	11 番	小笠原	清春
4 番	岡崎	健吾	12 番	奥島	貞一
5 番	佐賀	英生	13 番	杉山	太
6 番	斉藤	孝昭	14 番	蛸島	巨
7 番	濱田	栄子	15 番	竹内	典和
8 番	佐々木	肇	16 番	宮川	尚

欠席議員（2人）

2 番	菊池	広志	9 番	正根	秋雄
-----	----	----	-----	----	----

出席説明員

管 理 者	宮下	宗一郎	むつ総合病院院長	澁田	剛
副 管 理 者	富岡	宏	むつ総合病院院長	吉内	栄光
大間町副町長	菊池	武利	国民健康保険大間病院事務	佐藤	信彦
東通村副村長	林	春美	国民健康保険川内診療所	徳田	勝
佐井村副村長	田名部	二郎	国民健康保険野沢診療所	角谷	純一郎
代表 参 事	川西	伸二	国民健康保険風間診療所	岩間	貴志
代表 監 査 委 員	齊藤	秀人	東通地区診療所	三國	正人
むつ総合病院院長	橋爪	正一	佐井地区診療所	石戸	和美
事業本部事務局長	山本	伸一	むつ市長公室部長	伊藤	大治郎
事業本部事務局長次長	木村	善弘	監査委員局長	金澤	寿々子
兼むつ総合病院事務局長次長	柳谷	孝志	監査委員事務局長	山田	真由美
むつ総合病院事務局長	松山	勝			
むつ総合病院事務局長	齊藤	洋一			

出席事務局職員

事業本部署	高田	耕次	事業本部署	畑中	拓真
事務局主査	今	雅行	事務局主査	伴	翔太

◎開会及び開議の宣告

午後 1時00分 開会・開議

○議長（斉藤孝昭） ただいまから一部事務組合下北医療センター議会第28回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（斉藤孝昭） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、3番菊池光弘議員及び14番蛸島巨議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（斉藤孝昭） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 行政報告

○議長（斉藤孝昭） 次は、日程第3 行政報告を行います。

管理者から報告を求めます。管理者。

（宮下宗一郎管理者登壇）

○管理者（宮下宗一郎） このたびむつ総合病院において、医薬品の納入業者による窃盗被害が判明いたしました。事件の概要につきましては、院長よりご説明いたします。

○議長（斉藤孝昭） むつ総合病院長。

○むつ総合病院長（橋爪 正） それでは、ご説明いたします。

むつ総合病院における窃盗被害についてご報告いたします。

先日、各新聞紙上で報道されましたように、皆様方はもう既にご承知とは存じますが、むつ総合病院に医薬品を納入しております業者の元社員が逮捕されました。

逮捕に至った経緯でございますが、過去に、元社員が納入業者の立場を利用し、納入すべき医薬品を窃取していたことが判明しました。悪質な刑事事件でもありますことから、平成30年2月5日付で、むつ警察署に刑事告訴しております。その後の警察の捜査により容疑が固まったとのことで、去る11月20日に窃盗の疑いで逮捕されたものでございます。

なお、捜査中ではありますが、むつ総合病院の被害額につきましては、平成19年から平成25年までの7年間で、総額1,300万円余りと把握しております。

その後、12月10日に起訴もされておりますが、現在も検察による余罪等の捜査が続けられている状況にありますことから、事件の内容については詳しくご報告することができませんことをご了承願います。

むつ総合病院としては、被害者ではありますが、結果的に事件の発生を許す土壌があったことから、徹底的に内部調査を行い、今後このような事件が二度と起こらないよう業務の見直しをしております。

また、今後は刑事事件とは別に、民事上の損害

賠償を進めていくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（斉藤孝昭） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。5番佐賀英生議員。

○5番（佐賀英生） 今院長のほうからる報告がございまして、告訴中ということで、答えられない部分も多々あるかと思っておりますので、答えられる範囲で結構ですので、お教え願いたいと存じます。

まず、この原因に至ったというのが、納入会社からの報告であったと。まず、そういう点からしますと、多分棚卸しとかそういうのはやっていると思うのですけれども、その点については管理としてどうだったのかということがまず第1点。

2点目といたしまして、損害賠償の手続をしているということなのですが、後学のためにお教え願いたいのですが、例えば個人になるのか、今後の話なのですけれども、弁護士の先生とかとお話をしなくてはいけないと思っておりますけれども、今後になりますか、個人にやるのか、それともその納入業者に損害賠償の請求をするのか。

3点目につきまして、結果が出た後、今後についてもこの会社をまだ納入業者として指名していくのか。

この3点についてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（斉藤孝昭） むつ総合病院事務局長。

○むつ総合病院事務局長（柳谷孝志） お答えいたします。

第1点目、棚卸しの状況ということでございます。もちろん毎月、また大々的というか、全面的には年に2回程度棚卸しは行っております。ただ、現状日々刻一刻と病状が変化している患者も多くありまして、そのオーダーの取り消しとか緊

急の使用とか、返品等による未入力データが発生することはよくあることが実態です。

システムの関係上、そのデータの在庫と実際の在庫のずれが生ずるということがあって、その内訳を把握することは今までは非常に困難でありました。このため、データの在庫と実際の在庫を合わせる形で、これまでは調整を行って、その時点では在庫がおかしいということに気づくことができませんでした。現在業務フロー等を見直し、改善を逐次行っております。

2点目については、損害賠償の請求先ということでございます。この点につきましては、今弁護士さんのほうと相談して進めていくということにしております。

3点目、会社との契約ということだと思いますが、今逮捕の事案ということが判明しましたものですから、そのことをもって現在指名停止の処分を行っております。

以上です。

○議長（斉藤孝昭） 5番佐賀英生議員。

○5番（佐賀英生） わかりました。今調べ中ということにして、なかなか細部にわたっては聞けないということでありました。管理者になるのか院長になるのか、管理者になるかと思いますが、ある程度把握した時点で、また私たちに教えていただけるのでしょうか。そのことについてお伺いします。

○議長（斉藤孝昭） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） お答えいたします。

当然のことながら、しっかりと皆様にご報告をさせていただきたいと思っておりますけれども、まずお話の前提が我々被害者であったということでご理解いただきたいと思います。

○議長（斉藤孝昭） 10番岩泉盛利議員。

○10番（岩泉盛利） ただいま盗難被害の説明をいただきましたけれども、7年間で1,300万円とい

うことをごさいますけれども、この7年間で何件の事件があつてこの金額であるのか。また、7年間、事件に対して気がつかなかつたのか。この2点、お伺いします。

- 議長（齊藤孝昭） むつ総合病院事務局長。
- むつ総合病院事務局長（柳谷孝志） 1件目の何件の事件、内容がどうだつたのかということですが、先ほども申し上げましたとおり、今余罪等について捜査している段階ですので、その点についてはお答えを差し控えさせていただきたいと思ひます。

2点目の気がつかなかつたということのご質問ですが、佐賀議員のご質問にもお答えしましたとおり、その時点では気がつかなかつた、気づけなかつたということをごさいます。

以上です。

- 議長（齊藤孝昭） そのほかありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（齊藤孝昭） なしということで、これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第4 議案一括上程、提案理由 説明

- 議長（齊藤孝昭） 次は、日程第4 議案一括上程、提案理由の説明を行います。議案第9号から議案第12号までを一括上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。
（宮下宗一郎管理者登壇）

- 管理者（宮下宗一郎） ただいま上程されました4議案について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。
まず、議案第9号 一部事務組合下北医療センター特別理事の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例についてであります、

特別理事でありますむつ総合病院長の期末手当の支給割合を改定するためのものであります。

次に、議案第10号 一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります、本案は、去る10月11日に出されました青森県人事委員会の県職員の給与等に関する勧告に鑑み、下北医療センター職員に適用される給料月額を改定するためのものであります。

次に、議案第11号及び議案第12号の指定管理者の指定についてであります、2議案は、現在東通村診療所及び白糠診療所の指定管理者であります公益社団法人地域医療振興協会並びに国民健康保険風間浦診療所の指定管理者であります医療法人章士会を引き続き5年間指定するためのものであります。

以上をもちまして、上程されました4議案について、その大要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴ひましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（齊藤孝昭） これで提案理由の説明を終わります。

ここで議案熟考のため10分間休憩する予定でありましたが、議員の皆様には事前に資料を配付しておりますので、議案熟考の時間を設けず会議を続けたいと思ひますが、このことについてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（齊藤孝昭） ご異議なしと認めます。
それでは、会議を続けます。

◎日程第5 議案審議（質疑、討論、 採決）

○議長（斉藤孝昭） 次は、日程第5 議案審議を行います。

◇議案第9号

○議長（斉藤孝昭） まず、議案第9号 一部事務組合下北医療センター特別理事の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。

以上で議案第9号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◇議案第10号

○議長（斉藤孝昭） 次は、議案第10号 一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。

以上で議案第10号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◇議案第11号

○議長（斉藤孝昭） 次は、議案第11号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、東通村診療所及び白糠診療所の指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。

以上で議案第11号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◇議案第12号

○議長（斉藤孝昭） 次は、議案第12号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、国民健康保険風間浦診療所の指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。

以上で議案第12号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(斉藤孝昭) ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(斉藤孝昭) これで、本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、一部事務組合下北医療センター議会第28回臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 1時15分

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

一部事務組合下北医療センター議会議長 齊 藤 孝 昭

一部事務組合下北医療センター議会議員 菊 池 光 弘

一部事務組合下北医療センター議会議員 蛸 島 巨